

(公印省略)
建企第174-40号
令和3年2月22日

関係団体 御中

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部建設企画課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年2月19日（金）に開催しました、第37回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく県内の警戒度「4」を継続し、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（2月23日（火）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 前回(2月6日(土)以降)要請からの変更点－

(1) ガイドラインの警戒度

警戒度「4」:前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町

警戒度「3」:沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町

(2) 外出（～3/8）

「警戒度4」:○生活に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛。

特に次の外出については極力控える。

- ・緊急事態宣言対象区域への往来
- ・夜間(午後8時以降)の外出

「警戒度3」:○3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所への不要不急の外出は自粛

○高齢者や基礎疾患のある方などハイリスクの方は、不要不急の外出は自粛

○緊急事態宣言対象区域への往来は極力控える。

(3) 事業者に対する営業時間短縮要請

対象市町村:伊勢崎市、大泉町

対象業種:接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店

※飲食店営業許可(食品衛生法)を受けている店舗の事業者を対象

要請内容:午後8時から午前5時の間の営業自粛要請(酒類の提供は午後7時まで)
要請期間:令和3年2月23日(火)から令和3年3月1日(月)

(4) 勤務形態

「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワーク(警戒度4の市町村は出勤者の7割減、警戒度3の市町村は5割減を目標)やローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践してください。

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請について(2月23日(火)以降)を御確認ください。

。

担 当 : 建設企画課 建設業係 小 渕
技術調査係 石坂・土屋
T E L : 027-897-2844 027-226-3531
F A X : 027-224-1426